

平成 28 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ッ グ ス 代表者名 代表取締役社長内川淳一郎 (東証第一部・コード番号 4286) 問合せ先 専務取締役管理本部長 平 賀 一 行 (TEL 03-3408-3090)

取締役および監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役および監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容決定をすることの承認を求める議案を、下記のとおり平成28年3月23日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社取締役(社外取締役を含みます。)および監査役に対し、ストックオプションとして付与する新株予 約権に関する内容を次に掲げるとおり決定することといたしたいと存じます。

1. 付議の理由

当社は、当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役 (社外取締役を含みます。)に対して、また適正な監査に対する意識を高めることを目的として、監査 役に対して、その報酬として新株予約権 (ストックオプション)を付与することといたしたいと存じます。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情に鑑み、当社の取締役(社外取締役を含みます。)に対しては、平成12年3月27日開催の第12期定時株主総会において決議いただいた報酬額(年額200,000千円以内)とは別枠で年額30,000千円以内(うち、社外取締役10,000千円以内)を、監査役に対しては、平成12年3月27日開催の第12期定時株主総会において決議いただいた報酬額(年額50,000千円以内)とは別枠で年額10,000千円以内をストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額とするものであります。

なお、現在の取締役は7名(うち、社外取締役3名)であり、また、現在の監査役は3名であります。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

取締役に対して当社普通株式15,000株を、監査役に対して当社普通株式5,000株を上限とします。 ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)を調整します。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てます。

(2) 募集新株予約権の総数

取締役に対して150個を、監査役に対して50個を総数の上限とします。

(各新株予約権の目的となる株式の数は100株とします。ただし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。)

(3) 募集新株予約権の払込金額

無償とします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とします。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値) を下回る場合には、当該終値を行使価額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式 により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

調整後行使価額=調整前行使価額× 株式分割・併合の比率

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除きます。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成33年3月23日から平成38年3月22日まで

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)は、新株予約権の権利 行使時においても、当社の取締役、監査役の地位にあることを要します。 ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」といい ます。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役たる地位を失った場
 - ② 新株予約権の相続は認めないものとします。
 - ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとします。

合も引き続き、その権利を行使することができます。

- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本定時株主総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。
- (7) 新株予約権の取得事由および条件
 - ① 当社は、新株予約権者が上記(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げます。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額を減じた額とします。
- (9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要します。

(10) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

以上